

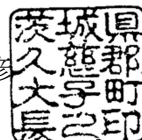
公示送達

次の者については、住所等が不明であり、書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

令和8年10月9日

茨城県久慈郡大子町長 高 梨 哲 彦

[illegible]